

同好会・準同好会について

1. 同好会・準同好会の基準

- (1)①同好会は、自主的に活動を継続したい10人以上の団体です。
②準同好会は、自主的に活動を継続したい5人以上10人未満の団体です。
- (2)同好会・準同好会は会の代表者の他、必要な役員を決めて運営してください。
- (3)各団体は会員に対し連絡網を作成・配布し、欠席連絡等が会員間で行えるようにしてください。
特に中途入会者への対応にはご配慮願います。
※いきいきプラザは緊急対応以外、欠席・遅刻等の仲介は致しません。
- (4)同好会・準同好会の運営上、会費を徴収し講師への謝礼をする場合は、同好会として支払い、個々人で講師に渡すことがないようにしてください。
- (5)プラザでの活動は、講師から単に知識や技術を習得することだけが目的ではありません。
時には会員同士で教え・学び合うことや、たくさんの人とふれあい、さまざまなことをお互いに分かち合うことが大切です。また10人以上(準同好会は5人以上)の会員の出席を確保するためにも、いつでも新しい人を受け入れ、会の運営を活性化するよう努めてください。
- (6)施設利用にあたっては、ルールの遵守及び時間厳守をお願いします。
登録会員であっても、入館時には年齢と住所を確認できるものを都度、受付にご提示ください。
また、施設や備品等は、きれいに大切に利用してください。なお、使用備品や施設等の破損については、必ず事務室まで連絡してください。
- (7)集会室を使用できる団体は、20人以上です。
- (8)会員構成は、同ジャンルの同好会との重複者を5割以内としてください。
- (9)会員の入退会・変更があった場合は、その都度新しい会員名簿を提出してください。
- (10)毎年2月に福祉講座・同好会の活動内容を発表・展示する機会としてプラザフェスティバルを開催しています。皆様ご参加くださいますよう、ご協力をお願いします。

2. プラザの使用手続き

- (1)プラザにて、定期的に活動される同好会は、「同好会・準同好会登録申請書」による登録及び「会員名簿」の提出が必要です。
- (2)登録期間は、1年間(当該年度)となります。
- (3)1か月間で部屋を使用できる回数は同好会は隔週の2回まで(準同好会は1回)までです。
但し、使用を希望する日の6日前に部屋が空いている場合は、3回以上(準同好会は2回以上)使用することができます。
- (4)部屋の使用時間は、1回2時間までです。
(午前)9:30~11:30 / (午後1)12:00~14:00 / (午後2)14:30~16:30
- (5)同好会・準同好会登録決定通知書により承認された団体は、年間一括で使用申請書を提出し、以後の申請書の提出を省略することができます(1か月前の毎回申請の省略)。
※但し、承認された活動日以外に使用する場合は、別途使用申請書を提出してください。
- (6)使用当日は、来館されたときに「同好会出席簿」を必ず事務室で受け取り、退館されるときに当日の出席者の人数及び個々の出欠をご記入の上、返却してください。

3. 個人情報の取扱について

同好会登録申請により、ご提出いただきました個人情報は緊急対応(消防・警察・保健所への情報提供)に使用する場合があります。